

# エスパルスサッカースクール規約

## 〈第1条〉名称および所在地

本スクールは、エスパルスサッカースクール(以下当スクールという)と称し、株式会社エスパルスが主催、監修、運営をし、本部事務所をエスパルスドリームフィールド清水(静岡県清水区袖町1492)内に置きます。

## 〈第2条〉目的

当スクールは、専任コーチ制による一貫指導により、サッカーおよび運動競技全般の技術の向上および普及に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

## 〈第3条〉入会資格及び手続き

- ①当スクールに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、当スクールが入会に適すると認められた者(以下会員という)とします。
- ②入会手続きにはエスパルスメンバー(エスパルス後援会)の登録を必須とし、エスパルスメンバー登録後、アカデミーマイページにて本会員の申請を行うこととします。

## 〈第4条〉入会金、受講料(月会費)等

- ① 当スクールは年度会員制となります。そのため受講料は年間の受講料を月々の分割払い(以下:月会費)にて支払うものとします。
- ② 会員は、別に定める入会金、年度登録料、月会費、個人用具費を所定の期日までに納入するものとします。一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いてはお返しいたしません。
- ③ 年度途中で入会の場合の受講料は【(入会月～3月までの月数)×(月会費)】となります。

## 〈第5条〉費用の支払い方法

- ① 本規約に基づく入会金・年度登録料・月会費の支払い方法は、クレジットカードにより、毎月5日に決済するものとします。用具費等その他発生した費用については、費用発生時に随時決済するものとします。
- ② 決済ができなかった場合は、会員自身が期限までに決済を完了することとします。また、その際の決済手数料(消費税含む)は会員負担とします。誤って入金した場合の返済にかかる手数料も同様とします。
- ③ クレジットカードの登録内容に変更が生じた場合は、会員の責任において変更手続きを行うものとします。登録内容の自動更新はできません。

## 〈第6条〉遵守事項

会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとします。

## 〈第7条〉活動期間

当スクールの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とします。当該年度のスクール開催予定日が、雨天等により実施できない場合は極力振替日を設けることとしますが、その決定及び日程調整は当スクールに一任するものとします。SSチームは別途チーム規約の定めるところとします。

## 〈第8条〉登録事項の変更

会員は、当スクールに登録した氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、遅滞なくアカデミーマイページにて変更申請をすることとします。尚、前述の変更申請がないため当スクールからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、当スクールは一切責任を負わないものとします。

## 〈第9条〉入会

入会日は入会手続き完了後の初回受講希望日とします。年度途中の入会の場合、月途中の入会も認めますが、月会費は入会日よりかかります。

## 〈第10条〉退会

- ① 会員が会員都合により退会する場合は、アカデミーマイページにて退会を希望する月の前月20日までに退会申請し、当スクールの承認を得るものとします。
- ② 退会を希望する月の前月20日までに退会申請がされていない場合、退会は希望する翌月からとなります。
- ③ 一旦退会した会員が再入会する場合、再入会手数料を支払うものとします。
- ④ SSチームは、別途チーム規約の定めるところとします。

## 〈第11条〉休会

- ① 会員が会員都合により休会する場合は、アカデミーマイページより、休会を希望する前月25日までに休会期間申請をし、当スクールの承認を得るものとします。
- ② 休会を希望する月の前月25日までに休会期間申請されていない場合、休会を希望する翌月からの休会となります。(ただし、前月26日から前月末日までに突発的な傷害により1ヶ月以上休む場合はこの限りではな

く、前月末日までにアカデミーマイページにて個別に当スクールに休会の問い合わせをし、当スクールの承認を得るものとします。休会希望月に入ってからの問い合わせの場合は、理由の如何にかかわらず翌月からの休会となります)

- ③ 休会申請は連続して3ヶ月までとなります。
- ④ SSチームは、別途チーム規約の定めるところとします。

## 〈第12条〉復帰

- ① 第11条で申請した休会期間終了後、自動的に復帰扱いとなり、復帰月より月会費を支払うものとします。
- ② 休会申請期間終了より事前に復帰を希望する場合は、アカデミーマイページにて個別に復帰の問い合わせをし、当スクールの承認を得るものとします。この場合、復帰日が月途中であっても復帰を認めますが、復帰日を復帰月とし、月会費を支払うものとします。

## 〈第13条〉受講クラス変更

- ① 会員が会員都合により受講クラスの変更を希望する場合は、アカデミーマイページにて、変更を希望する前月25日までに受講クラス変更申請をし、当スクールの承認を得るものとします。
- ② 受講クラスの追加を希望する場合は、アカデミーマイページにて、追加を希望する前月25日までに受講クラス追加申請をし、当スクールの承認を得るものとします。
- ③ 複数受講しているクラスを減らす場合は、アカデミーマイページにて、受講を減らすクラスの退会または休会申請をし、当スクールの承認を得るものとします。退会または休会の手続きは、第10条・第11条によります。

## 〈第14条〉継続

- ① 会員が年度を越えて継続を希望する場合には、アカデミーマイページにて継続手続きを行い当スクールの承認を得るものとします。ただし、選考が必要となるクラスに関してはその段階で実施されるテストに合格した者となります。
- ② 継続を希望する場合、原則4月からの休会はできません。また、前年度3月末時点で休会中の生徒は、継続手続きにより4月から復帰とします。

## 〈第15条〉保険

会員は入会手続き完了後、スポーツ傷害保険に加入となります。加入手続きは当スクールが行い、保険料負担は当スクールが負うものとします。傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとなります。

## 〈第16条〉負傷時の処置

会員が練習時または試合時に負傷した場合には当スクールが応急処置を施します。ただしその後の治療、入院、通院等については各家庭で責任を持つて行うものとし、当スクールは一切責任を負わないものとします。

## 〈第17条〉除名

会員(親権者含む)が、次の事項等に該当するとき、その他当スクールが会員として不適格と判断した者に対し、当スクール会員より除名することができるとします。

- ① 本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき
- ② スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき
- ③ 月会費(受講料)・諸費用等を2ヶ月以上滞納したとき

## 〈第18条〉休講・閉鎖

当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるとします。

## 〈第19条〉免責

会員は、当スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、当スクールに対し何ら損害賠償を求めず、当スクールは賠償しないものとします。

## 〈第20条〉付則

当スクールは必要に応じ、随時本規約を改正することができると共に、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の変更について当スクールより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

## 〈第21条〉発効

本規約は、2005年4月1日より発効するものとします。

## 〈第22条〉改定

- 2006年2月1日
- 2007年2月1日
- 2008年4月1日
- 2009年4月1日
- 2010年4月1日

2012年4月1日  
2013年4月1日  
2015年4月1日  
2018年2月1日  
2019年2月1日  
2024年4月1日